

平成27年度 事業計画

社会福祉法人 やすらぎ会

【法人理念】

普通の生活の間であるというノーマライゼーションの理念を基に、空気清涼で緑色豊富という絶好の環境を生かし、更に、人をたすけて我が身たすかるという“おもい”をもって、地域に密着した事業の運営を目指す。

【法人目的】

理念で示された基本的な目的並びに価値観をもとに、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の各事業を行う。

【実施事業】

(1) 介護保険サービス事業

- ① 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
要介護度Ⅲ～Ⅴの認定を受けておられる方で、入院治療を必要とせず、自宅では介護を受けることが困難な方にご利用頂けます。
- ② 短期入所生活介護(ショートステイサービス)
要支援又は要介護認定Ⅰ～Ⅴを受けておられる方で、在宅ケアプランの中でのサービスとしてご利用頂けます。
- ③ 居宅介護支援事業
介護支援専門員(ケアマネジャー)が申請代行、認定更新、サービス計画書の作成及び各事業者との連絡調整などを行います。
- ④ 訪問介護事業(ホームヘルプサービス)
訪問介護員(ホームヘルパー)が自宅を訪問させていただき、身体の介護や日常生活援助をさせていただきます。
- ⑤ 訪問入浴介護事業(訪問入浴サービス)
御自宅での入浴が困難な方を、移動入浴車にて自宅訪問させて頂き、お部屋の中でのユニットバス利用による、入浴介助をさせていただきます。
- ⑥ 認知症対応型共同生活介護事業(グループホームむつみあい)
認知症の方が共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、必要な日常生活上の世話を提供し安定した生活を送っていただきます。

(2) 介護保険外サービス事業

- ① 地域包括支援センター事業(天理市東部地域包括支援センター)
介護予防マネジメントをはじめ、総合相談事業など、地域の高齢者に対しての包括的な支援事業を行います。

- ② 軽費老人ホーム事業 (ケアハウスやすらぎ)
自宅での生活には不安があるが自立した生活を希望される高齢者の方に、自由快適な生活の場を提供いたします。

(3) 介護予防サービス事業

介護予防サービスとして市の指定を受けている介護予防としての事業です。

- ① 介護予防訪問介護事業
- ② 介護予防訪問入浴事業
- ③ 介護予防短期入所生活介護事業
- ④ 介護予防居宅介護支援事業
- ⑤ 介護予防認知症対応型共同生活介護事業

(4) 地域介護予防関連事業

天理市等の実施主体のもと、地元地域の特定高齢者や一般高齢者に対して自立した日常生活への支援を目的とする委託事業です。

- ① 「食」の自立支援事業(配食サービス)
- ② 独居高齢者への昼食会事業
- ③ 天理市ひとり暮らし高齢者世帯等見守り事業
- ④ 低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業

【法人スローガン】

効果的に要約した標語を設けることによって、法人としての主張や目標を強く印象づけるために、年度初め職員会にて定める各事業スローガンと併せ策定し掲示するものである。

参考 平成26年度法人スローガン
「豊かな発想！確かな実践！明日へと続くこの歩み！」

【運営方針】

直面する課題と中長期的な展望をもとに、全事業がより適切で安定した運営を実施しながら、利用者様はじめ家族や地域、関係機関等から信頼されるとともに、今後も選ばれる社会福祉法人であるために、本年度は運営方針として次の重点方針に基づく推進項目を示すものである。

- 重点方針
- I 安定した経営への実践
 - II 人材育成とキャリア形成
 - III 公益的な活動の推進

推進項目

I 安定した経営への実践

中長期的な視点による確実で安定した財政経営を目指すために、報酬改定への対応は勿論、事業収益の適正化を推進するとともに永続的な法人戦略として、以下の施策を実施します。

- ① 「報酬改定への即応」
- ② 「収益管理体制の構築」
- ③ 「有効的な業務運用」
- ④ 「高品質な施設内整備」

II 人材育成とキャリア形成

限りある人財、成長できる組織づくりとしての視点に基づき、育成システムをより高品質なものとするための環境的な整備と、効果的なプログラムの完成として、以下の施策を実施します。

- ① 「キャリアパス委員会の発足」
- ② 「介護リフトの導入活用」
- ③ 「リーダー職の育成支援」
- ④ 「職員研修体系の強化」

III 公益的な活動の推進

社会福祉法人の役割を鑑みながら、公益性を基盤とする社会貢献事業の継続と、モデル事業を始めとする先進的な役割や地域ニーズに即した活動を展開するために、以下の施策を実施します。

- ① 「地域支援事業の発展」
- ② 「モデル事業の進歩」
- ③ 「専門職の地域発進」
- ④ 「‘まちづくり’への参画」